

オーストラリア AICIS 違反事例が公開されました

オーストラリア工業化学品導入機構（AICIS）はオーストラリア国内への輸入において違反事例があったとして、当局のホームページに該当事例を公開しました。

<違反事例の概要>

オーストラリアのフレグランス、トイレタリー、クリーニング製品の輸入者に 2 件の違法輸入（①導入者登録なしで輸入 ②年次宣言の未提出）で総額 37,560 豪州ドル（日本円で約 380 万円）の罰金を課しました。

- ① オーストラリア内の製造者および輸入者の登録は、登録年（9 月始まり 8 月終わり）ごとに必要です。これを怠ると今回の事例のように罰則対象となります。輸入が継続している場合、8 月 31 日までに毎年登録を更新しなければなりません。
- ② 年次宣言はどのタイプの導入（製造・輸入）でも対応が必要となります。

上記はあくまでもオーストラリア内の製造者および輸入者に対する罰則ですが、オーストラリアへ輸出する日本の事業者にとっても、ビジネスを円滑に進める上で輸入者が登録をしているか、年次宣言をしているかを確認することが大切です。輸入者の登録の状況については、当局のホームページ上で確認できます。

参考：

AICIS | Fragrance distributor fined \$37,560 for unlawful imports

<https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notice/fragrance-distributor-fined-37560-unlawful-imports>

AICIS | Search registered businesses

<https://services.industrialchemicals.gov.au/search-registered-businesses/>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>